

野田市公告第120号

開発行為の工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年5月28日

野田市長 鈴木 有

1 工事を完了した開発区域に含まれる地域の名称

（1工区）

野田市瀬戸字上ノ台605番1の一部、605番3の一部、
606番1の一部、606番4の一部、607番1の一部、
607番5の一部、612番の一部、613番の一部、
614番の一部及び615番の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区八重洲一丁目9番9号
東京建物株式会社

大阪府大阪市中央区北久宝寺町三丁目6番1号 本町南ガーデンシティ7階
プラスワン・マーケティング株式会社